○大和市スポーツ施設設置条例

昭和61年9月27日

条例第35号

大和市スポーツ施設設置条例(昭和54年大和市条例第16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この条例は、スポーツ施設の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条　本市は、スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、スポーツ施設を設置し、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条　スポーツ施設及び設備(以下「スポーツ施設等」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平17条例22・追加)

(指定管理者が行う業務)

第4条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　スポーツ施設等の利用の承認に関する業務

(2)　スポーツ施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務

(3)　スポーツ施設等の維持管理に関する業務

(4)　前3号に掲げるもののほか、大和市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務

(平17条例22・追加)

(指定管理者の公募等)

第5条　教育委員会は、指定管理者にスポーツ施設等の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

(1)　スポーツ施設等の概要

(2)　申込期間

(3)　利用料金に関する事項

(4)　指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)

(5)　指定管理者が行う業務の範囲及び内容

(6)　選定の基準

(7)　その他教育委員会が別に定める事項

2　前項の規定にかかわらず、当分の間、教育委員会は、大和市営下福田スポーツ広場の管理を指定管理者に行わせようとする場合に限り、第7条各号に規定する選定の基準に照らして、大和市営下福田スポーツ広場の管理を最も効果的に達成できると認める団体(以下「下福田スポーツ広場指定管理者選定候補者」という。)を、指定管理者の候補者として選定することができる。

(平17条例22・追加・旧第3条繰下・一部改正、平21条例11・一部改正)

(指定管理者の指定の申込み等)

第6条　前条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書にスポーツ施設等の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申し込まなければならない。

2　教育委員会は、前条第2項の規定による選定に当たり、下福田スポーツ広場指定管理者選定候補者に対し、大和市営下福田スポーツ広場の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他教育委員会規則で定める書類を提出させなければならない。

(平17条例22・追加・旧第4条繰下、平21条例11・一部改正)

(選定基準)

第7条　教育委員会は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1)　スポーツ施設等を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2)　スポーツ施設等の効用を最大限に発揮するものであること。

(3)　スポーツ施設等の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4)　スポーツ施設等の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(5)　その他教育委員会が別に定める基準

(平17条例22・追加・旧第5条繰下、平21条例11・一部改正)

(選定の結果の通知)

第8条　教育委員会は、第5条第2項又は前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について下福田スポーツ広場指定管理者選定候補者又は申込みを行った団体に

通知しなければならない。

(平17条例22・追加・旧第6条繰下、平21条例11・一部改正)

(再選定等)

第9条　教育委員会は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第7条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1)　被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。

(2)　新たに判明した事実により、スポーツ施設等の管理を行うことが不適当であると認められたとき。

2　前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第5条第1項の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(平17条例22・追加・旧第7条繰下・一部改正、平21条例11・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第10条　指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

2　教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の教育委員会が定める事項を告示しなければならない。

(平17条例22・追加、平21条例11・一部改正)

(指定期間)

第11条　指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(平17条例22・追加)

(協定の締結)

第12条　指定管理者は、教育委員会とスポーツ施設等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2　前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1)　指定期間に関する事項

(2)　管理業務に関する事項

(3)　利用料金に関する事項

(4)　管理業務報告に関する事項

(5)　管理費用に関する事項

(6)　指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
(7)　管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
(8)　管理業務に係る情報公開に関する事項
(9)　その他教育委員会が別に定める事項
(平17条例22・追加)

(事業報告書の作成及び提出等)
第13条　指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、スポーツ施設等に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。
(1)　スポーツ施設等の管理業務の実施状況
(2)　スポーツ施設等の利用料金の収入の実績
(3)　スポーツ施設等の管理に係る経費の収支状況
(4)　前3号に掲げるもののほか、スポーツ施設等の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会が別に定める事項
(平17条例22・追加)

(指定の取消しの告示等)
第14条　教育委員会は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の教育委員会が定める事項を告示しなければならない。
2　前項に該当した指定管理者は、第5条第1項の規定による次回の公募に申し込むこと及び同条第2項の規定による次回の指定管理者の候補者となることができない。
(平17条例22・追加、平21条例11・一部改正)

(利用日等)
第15条　スポーツ施設等の利用日及び利用時間(以下「利用日等」という。)は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、教育委員会の承認を得て、利用日等を臨時に変更することができる。
(平17条例22・追加)

(利用の承認)
第16条　スポーツ施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けな

ければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を利用するときは、その旨を申し出なければならない。

2　指定管理者は、前項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(平17条例22・旧第3条繰下・旧第8条繰下・一部改正)

(利用の不承認)

第17条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。

(1)　スポーツ施設等を損傷するおそれがあると認めたとき。

(2)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(3)　集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(4)　その他管理上支障があると認めたとき。

(平9条例20・一部改正、平17条例22・旧第4条繰下・旧第9条繰下・一部改正)

(利用の承認の取消等)

第18条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、その条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、第16条第1項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)に損害が生じても、その責任を負わない。

(1)　利用者の申請に偽り又は不正があったとき。

(2)　利用者が第16条第2項に規定する条件に違反したとき。

(3)　利用承認後、前条第1号から第3号までのいずれかに該当する事由が発生したとき。

(4)　天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。

(5)　利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(6)　その他管理上支障があると認めたとき。

2　前項第2号、第3号及び第5号の規定は、利用者の利用目的に応じて入場した者について準用する。

(平17条例22・旧第5条繰下・旧第10条繰下・一部改正)

(利用料金)

第19条　利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の前に支払わなければならない。

2　利用料金は、別表第3に掲げる範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

3　教育委員会は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

4　指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

5　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平17条例22・追加)

(目的外利用及び権利譲渡等の禁止)

第20条　利用者は、利用の承認を受けた目的以外にスポーツ施設等を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平17条例22・旧第7条繰下・旧第12条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第21条　指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、スポーツ施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2　利用者は、スポーツ施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。第18条第1項の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の停止を受けたときも同様とする。

3　利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会が利用者に代わって、これを執行することができる。この場合において、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(平17条例22・旧第8条繰下・旧第13条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第22条　指定管理者又は利用者若しくは利用者の利用目的に応じて入場した者は、故意又は過失によりスポーツ施設等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(平17条例22・旧第9条繰下・旧第14条繰下・一部改正)

(個人情報の取扱い等)

第23条　指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例(平成15年大和市条例第22号)の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2　指定管理者及びスポーツ施設等の業務に従事している者は、スポーツ施設等の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用し

てはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(平17条例22・追加)

(情報公開)

第24条　指定管理者は、大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

(平17条例22・追加)

(委任)

第25条　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例22・旧第11条繰下・旧第16条繰下)

附　則

(施行期日)

1　この条例は、昭和61年10月1日から施行する。ただし、別表第2、1　専用使用料及び2　個人使用料の表の改正規定中、大和市営大和スポーツセンター、体育会館の欄に係る部分並びに3　附属設備使用料の表の改正規定は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例施行の際、改正前の大和市スポーツ施設設置条例の規定により、既に行われたスポーツ施設の使用の承認については、改正後の大和市スポーツ施設設置条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により行われたものとみなす。

3　改正後の条例別表第2の規定は、昭和61年10月1日以後に行われたスポーツ施設の使用の申請に係るものから適用し、同日前に行われた使用の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附　則(昭和62年条例第23号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附　則(昭和63年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市スポーツ施設設置条例の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附　則(昭和63年条例第23号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

(昭和63年教育委員会規則第10号で昭和63年10月1日から施行)

附　則(平成元年条例第34号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附　則(平成5年条例第13号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附　則(平成9年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年条例第22号)

(施行期日)

1　この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　第1条の規定による改正後の大和市スポーツ施設設置条例第8条第1項の規定により受けた承認であって、第2条の規定の施行の日以後の使用に係るものは、同条の規定による改正後の大和市スポーツ施設設置条例第16条第1項の規定により受けた承認とみなす。

附　則(平成18年条例第31号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成21年条例第11号)

改正　平成21年9月29日条例第21号

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条から第10条まで及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(平21条例21・一部改正)

附　則(平成21年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(昭63条例23・平5条例13・平17条例22・平21条例11・一部改正)

名称	位置
大和市営大和スポーツセンター	大和市上草柳一丁目1番1号
大和市営大野原庭球場	大和市上草柳八丁目28番8号
大和市営草柳庭球場	大和市下草柳1157番地

大和市営桜森スポーツ広場	大和市桜森一丁目97番地1
大和市営下福田野球場	大和市福田89番地
大和市営下福田スポーツ広場	大和市福田310番地

別表第2(第15条関係)

(平17条例22・追加、平18条例31・平21条例11・一部改正)

<table>
<tr><th colspan="2">名称</th><th>利用日</th><th>利用時間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">大和市営大和スポーツセンター</td><td>体育会館</td><td rowspan="2">次に掲げる日を除く毎日
(1) 毎月の第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その休日の直後の休日でない日
(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</td><td rowspan="2">午前9時から午後9時まで</td></tr>
<tr><td>競技場</td></tr>
<tr><td>プール</td><td>次に掲げる日を除く毎日
(1) 毎月の第3月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日
(2) 1月1日から6月14日まで及び9月16日から12月31日まで</td><td>午前9時から午後6時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">大和市営大野原庭球場</td><td>次に掲げる日を除く毎日
(1) 月曜日。ただし、月曜日が休日に当たるときは、その休日の直後の休日でない日
(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</td><td>午前9時から午後5時まで。ただし、6月15日から9月15日までは、午前9時から午後6時まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">大和市営草柳庭球場</td><td>1月1日から同月3日まで及</td><td>午前9時から午後9時まで</td></tr>
</table>

大和市営桜森スポーツ広場	び12月29日から同月31日までを除く毎日	午前9時から午後5時まで。ただし、6月15日から9月15日までは、午前9時から午後6時まで
大和市営下福田野球場		
大和市営下福田スポーツ広場		

別表第3(第19条関係)

(昭62条例23・昭63条例23・平元条例34・平5条例13・平17条例22・一部改正・旧別表第2繰下・一部改正、平18条例31・平21条例11・一部改正)

1　専用利用料金の上限額

名称	区分						単位	金額
大和市営大和スポーツセンター	体育会館	体育館	第1体育室	全面			1時間	円 2,100
				3分の2面				1,400
				2分の1面				1,100
				3分の1面				700
				照明設備	全面	全点灯		3,000
						4分の3点灯		2,000
						4分の2点灯		1,000
						4分の1点灯		無料
					3分の2面	全点灯		2,000
						4分の3点灯		1,400
						4分の2点灯		600
						4分の1点灯		無料
					2分の1面	全点灯		1,500
						4分の3点灯		1,000
						4分の2点灯		500
						4分の1点		無料

						灯		
					3分の1面	全点灯		1,000
						4分の3点灯		700
						4分の2点灯		300
						4分の1点灯		無料
			第2体育室	全面				200
			第3体育室	全面				600
			会議室	全面				300
				3分の2室				200
				3分の1室				100
		武道館	第1武道場	全面				600
				2分の1面				300
			第2武道場	全面				600
				2分の1面				300
			弓道場	全面				400
	競技場			全面			1時間	4,000
				トラック				2,000
				フィールド				2,000
				照明設備	全点灯			2,400
					3分の2点灯			1,600
					3分の1点灯			800
				役員室				100
				会議室				100
	プール						午前9時から正午まで	10,000
							午後1時から午後6時まで	16,000
大和市営大野原庭球場	1面						1時間	400
大和市営	1面						1時間	400

草柳庭球場	照明設備	1面		400
大和市営桜森スポーツ広場	全面		1時間	400
大和市営下福田野球場	全面		1時間	700
大和市営下福田スポーツ広場メイングラウンド	全面		1時間	500

2　個人利用料金の上限額

<table>
<tr><th>名称</th><th colspan="3">区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="10">大和市営大和スポーツセンター</td><td rowspan="8">体育会館</td><td rowspan="5">体育館</td><td>トレーニング室</td><td>4時間</td><td rowspan="8">円
大人　200
小人　100
(小、中学生)
未就学者　無料</td></tr>
<tr><td>第1体育室</td><td rowspan="7">午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9時までの区分ごとに</td></tr>
<tr><td>第2体育室</td></tr>
<tr><td>第3体育室</td></tr>
<tr><td>ジョギングコース</td></tr>
<tr><td rowspan="3">武道館</td><td>第1武道場</td></tr>
<tr><td>第2武道場</td></tr>
<tr><td>弓道場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">競技場</td><td colspan="2" rowspan="2">トラック</td><td>午前9時から午後1時前まで、午後1時から午後5時前まで及び午後5時から午後9時までの区分ごとに</td><td>大人　200
小人　100
(小、中学生)
未就学者　無料</td></tr>
<tr><td>1会計年度</td><td>大人　4,000
小人　2,000</td></tr>
</table>

				(小、中学生)
	プール		1回	200

3　共用利用料金の上限額

名称	区分		単位	金額
大和市営大和スポーツセンター	競技場	トラック	午前9時から午後1時前まで、午後1時から午後5時前まで及び午後5時から午後9時までの区分ごとに	円 20人未満　1,000 20人以上　2,000

4　附属設備利用料金の上限額

(1)　体育会館

名称	単位	金額
電光得点表示盤	1組1回	円 1,000
放送設備 (放送器具を含む。)	1式1回	2,000
放送器具	1式1回	200

(2)　競技場

名称	単位	金額
放送設備 (放送器具を含む。)	1式1回	円 2,500
放送器具	1式1回	200

備考

1　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　専用利用料金　スポーツ施設等を団体で専用して利用することに係る利用料金をいう。

(2)　個人利用料金　大和市営大和スポーツセンターを個人で利用することに係る利用料金をいう。

(3)　共用利用料金　大和市営大和スポーツセンターの競技場を共同で利用することに係る利用料金をいう。

(4)　1日　午前9時から午後9時までをいう。

(5)　1回　1日以内の1の利用の承認に係る利用をいう。

2　スポーツ施設等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合の利用料金は、本来支払うべき利用料金(以下「基本利用料金」という。)にそれぞれ当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

(1)　利用者が、営利を目的とし、かつ、入場料その他これらに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合

ア　スポーツ施設及び照明設備以外の設備　36

イ　照明設備　2

(2)　利用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合

ア　スポーツ施設及び照明設備以外の設備　6

イ　照明設備　2

(3)　利用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合

ア　スポーツ施設及び照明設備以外の設備　2

イ　照明設備　1.5

3　利用者が、利用の承認を受けた時間を超過し、又は繰り上げて利用した場合の利用料金は、超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(1時間に満たない場合については、1時間とみなす。)につき、基本利用料金(前項各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定により算出した額)の1時間相当額に100分の125を乗じて得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)とする。